

東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条駅付近  
連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業

# 用地測量の手順

東 京 都

北 区

東日本旅客鉄道株式会社

# 目 次

1 はじめに .....	1
2 用地測量の手順について .....	2
3 事前調査のお願い(例) .....	3
4 立会依頼状(例) .....	5
5 境界立会いについて .....	7
6 合意書(例) .....	8
7 立会証明書(例) .....	9
8 腕章・身分証明書 .....	10

## 1 はじめに

平素より、東京都、北区ならびに東日本旅客鉄道株式会社の事業に、皆様のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業」については、昨年11月に都市計画決定し、現在、事業化に向けた準備を進めているところです。

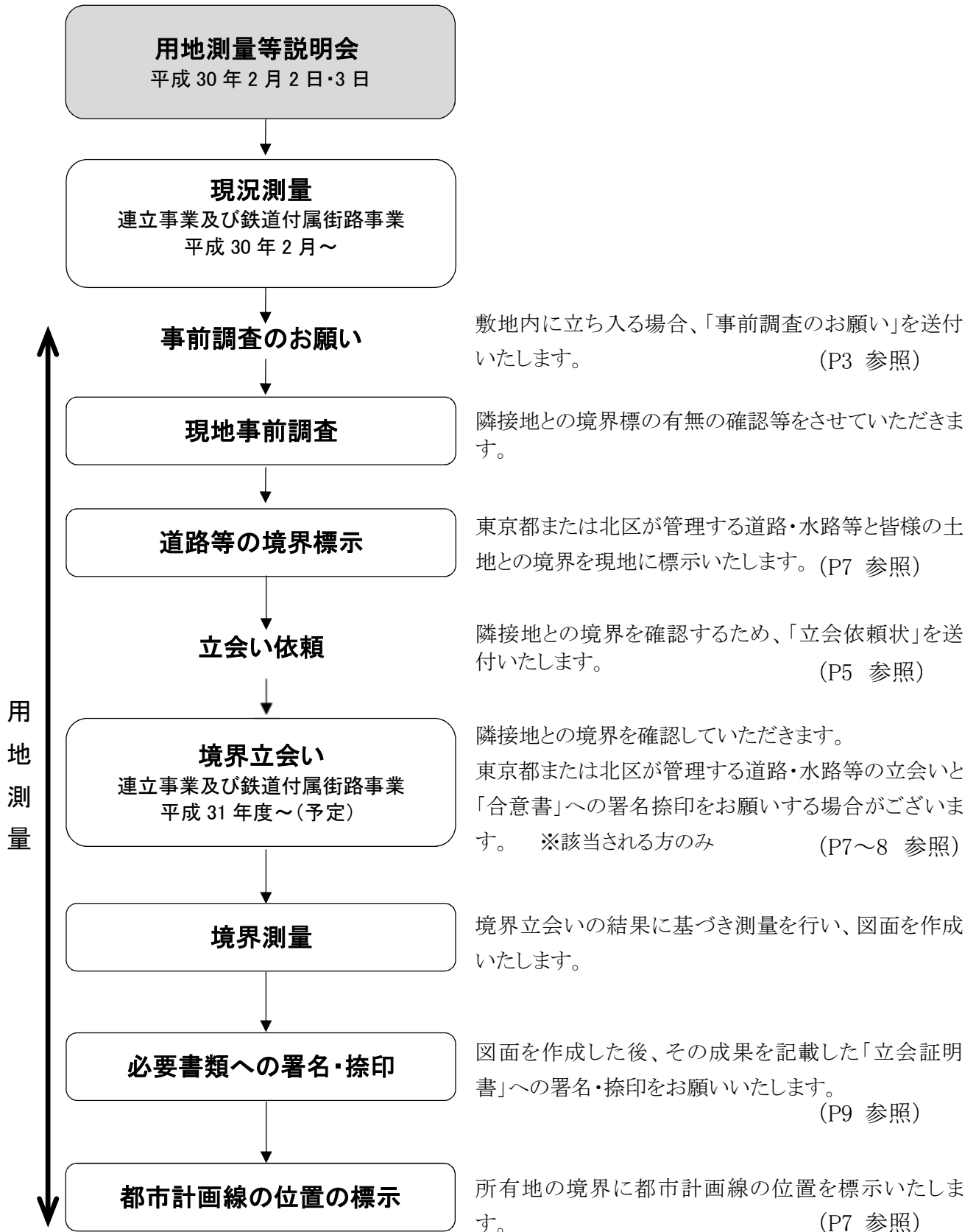
事業化しますと、事業に必要な用地を皆様からお譲りいただくこととなりますが、必要となる土地の面積等を確定するため、測量を実施いたします。

測量の際には、皆様の敷地内への立入りや、土地の境界を確認していただくための立会い等をお願いいたします。

ご多忙中のこととは存じますが、本事業にご理解いただき、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成30年2月

## 2 用地測量の手順について



### 3 事前調査のお願い(例)

土地の境界立会いの前に、境界標の有無等を確認するため、皆様のご了承を得た上で敷地内に立ち入らせていただきます。

事前調査に入る前に、下記の「事前調査のお願い」を送付いたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。

#### 事前調査のお願い

平素より、東京都、北区ならびに東日本旅客鉄道株式会社の事業に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、用地測量等説明会でご説明いたしましたとおり、東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条駅付近連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業に関わる土地の用地測量を実施いたします。

つきましては、境界立会いに先立ち事前調査をいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

事前調査とは、境界標の有無の確認等を行う調査です。

調査は、下記調査期間で実施し、あなた様の敷地内に立ち入らせていただくこととなりますが、その際は、お声がけしご了承を得た上で作業を実施いたします。

また、土地の境界位置がわかるような図面や筆界確認書等をお持ちでしたら、境界確認の際の参考といたしますので、下記までご連絡ください。

なお、境界立会いにつきましては、後日改めて立会依頼状を送付させていただきます。

#### 記

調査期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

【問合せ先】 (事業者) □ □ □ □  
(住 所) 東京都△△区△△△-△-△  
(電 話) ◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間にお願いします。

## ○参考図面等について

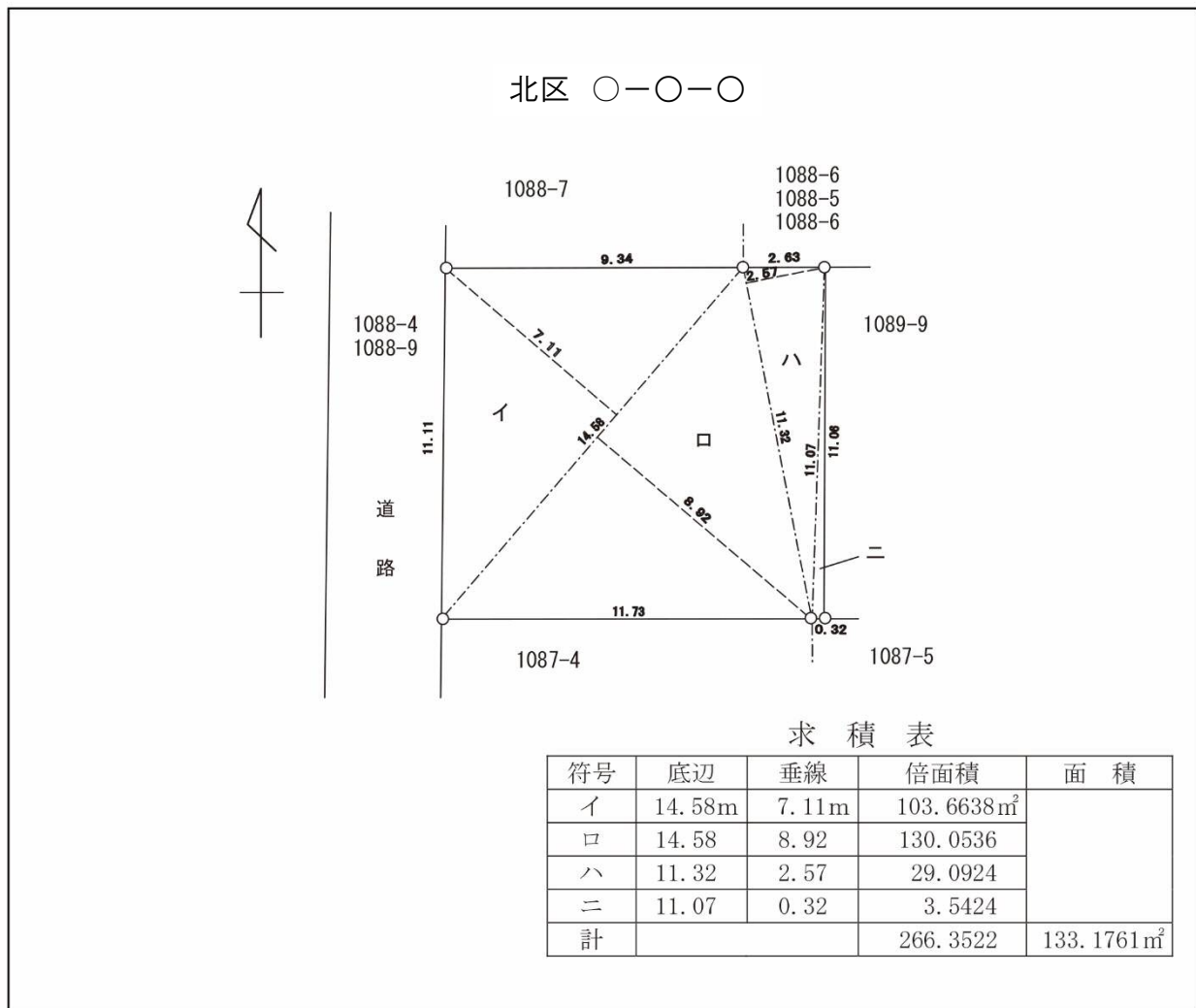
土地に関する図面等をお持ちの方は、参考といたしますので、事前調査前にご連絡いただくか、境界立会いの際にお持ちください。

参考となる図面は、土地の境界位置が記載されている「境界確定図」、「土地測量図」、「地積測量図」等です。

一例として、「地積測量図」を示します。

この他、土地境界を確認した書類等がございましたら、あわせてお知らせ願います。

### 地積測量図の例



## 4 立会依頼状(例)

私有地の境界立会いをお願いする「依頼状」の例です。立会いの前にご自宅等へ送付いたしますが、境界確認は土地所有者の方、全員の立会いが必要です。「依頼状」に記載いたしました日時及び場所をご確認の上、立会いをお願いいたします。

なお、東京都または北区が管理する道路・水路等の立会いがある場合は、別途依頼状を送付いたします。

※連続立体交差事業の例(鉄道附属街路事業も同様の書式となります。)

### 土地境界立会いのお願い

〇 〇 〇 〇様

東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条駅付近連続立体交差事業については、用地測量を行っています。

つきましては、所有されている土地と隣接する土地との境界について、現地での確認をさせていただきたく、ご多忙中、誠に恐縮ですが、下記の日程に立会いをお願いいたします。

土地の所在 北区 丁目 番  
立会の日時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分

立会い時に際しましては、

1 この「依頼状」と「印鑑(認印)」をご持参ください。

※印鑑は、朱肉で押印するものをご持参ください。(スタンプ印不可)

2 境界について、参考となる図面または書類(土地の測量図、隣地との境界確認書類等)をお持ちの方は、ご持参ください。

※事前にご提供いただいた方は、新しい資料がある場合にご持参ください。

3 代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が委任状(別紙)にご記入の上、当日、代理人の方が、この「依頼状」、「印鑑(認印)」及び「委任状」をご持参ください。

なお、法人関係で代表者以外の方が立会いをされる場合は、法人代表者からの委任状と代理人の方の印鑑(認印)をご持参ください。

4 小雨の場合は決行いたしますので、ご協力をお願いします。

5 ご都合の悪い方は、日程等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡ください。

平成 年 月 日

【連絡先】

(事業者) □ □ □ □

(住所) 東京都△△区△△△△-△-△

(電話) ◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇◇

## ○委任状(例)

ご都合により代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が次のような委任状にご記入の上、当日、代理人の方がご持参ください。

印鑑(認印)は、朱肉で押印するものをご持参ください。(スタンプ印不可)

代理人の方は、立会い当日、「依頼状」、「印鑑(認印)」及び「委任状」をご持参下さい。

なお、法人関係で代表者以外の方が立会いをされる場合は、法人代表者からの委任状と代理人の方の印鑑(認印)をご持参ください。

※連続立体交差事業の例(鉄道付属街路事業も同様の書式になります。)

委 任 状			
代理人			
住所	東京都北区	丁目	番 号
	_____		
氏名	_____		
私は上記の者を代理人と定め、私の所有する下記の土地と東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線)十条駅付近連続立体交差事業に伴う境界に関する立会い・確認・承諾について、一切の行為を委任します。			
土地の所在・地番			
	東京都北区	丁目	番
	_____		
平成	年	月	日
住所	東京都北区	丁目	番 号
	_____		
氏名			印
	_____		
※この委任状は、委任する方がすべて自筆でご記入ください。			
※土地の所在、地番には、登記簿上の地番をご記入ください。			



## 5 境界立会いについて

境界立会いをしていただく場合の事例です。

最初に道路・水路等の公有地との境界を標示いたします。

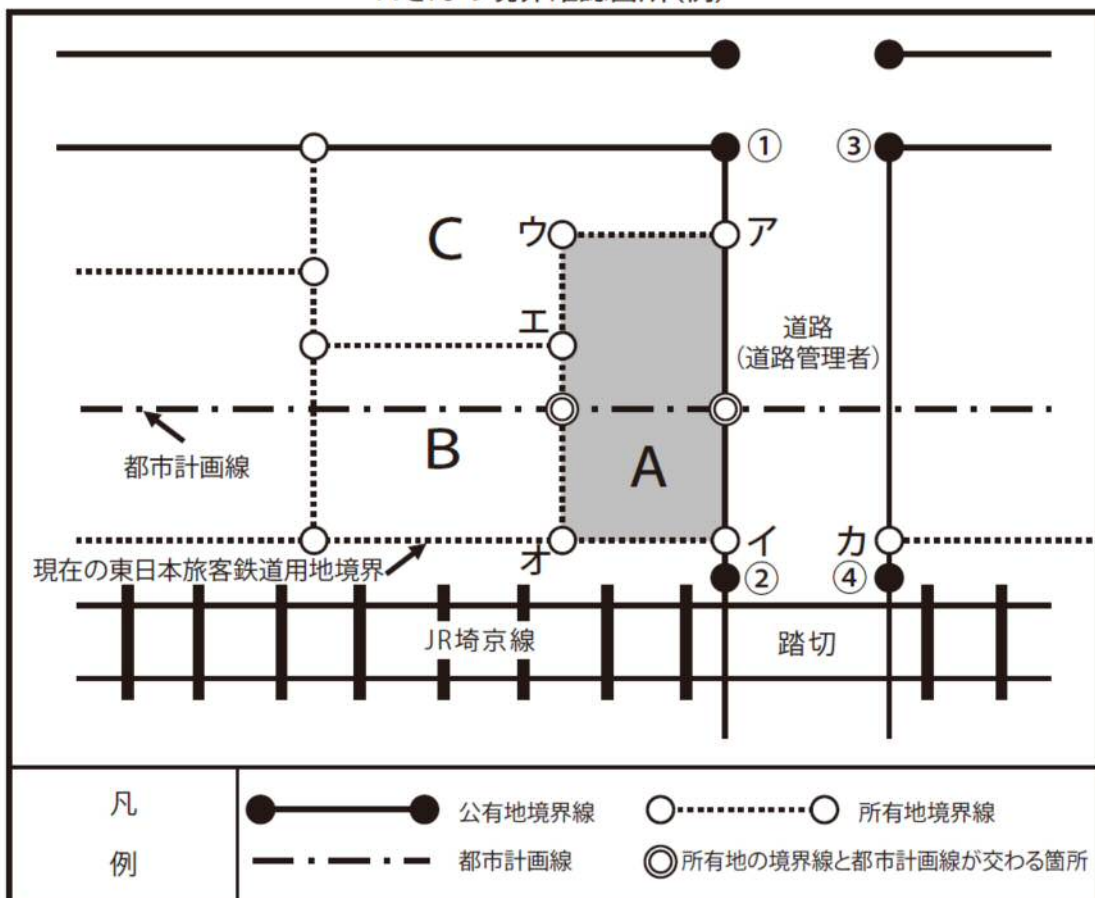
次に、所有地と隣接地との境界を確認していただき、皆様のご了承を得た上で、所有地の境界線と都市計画線が交わる箇所に釘やプラスチック杭等で現地に標示をいたします。

※東京都または北区が管理する道路・水路等については別途、東京都または北区との立会いをお願いすることがございます。

公有地を含む境界立会いの例 —Aさんの場合—

区分	境界点	境界立会い関係者
公有地の境界標示	①、②、③、④	
所有地の境界立会い	ア	Aさん、Cさん
	イ	Aさん、JR東日本
	ウ	Aさん、Cさん
	エ	Aさん、Bさん、Cさん
	オ	Aさん、Bさん、JR東日本

Aさんの境界確認箇所(例)



## 6 合意書(例)

東京都または北区所管の道路等との土地境界、道路区域との境界を確認していただいた際に署名・捺印していただく書類です。

立会いの当日、東京都または北区が書類を用意いたします。

※北区所管の道路の例

東京都北区長				
		土地所有者		
		住 所		
		氏 名		印
		合 意 書		
		私が所有する下記土地と、隣接する東京都北区有地との境界は、別添図面に表示のとおり合意します。		
		記		
		1 土地所在・地番		
		東京都北区		
		2 立会日	平成	年 月 日
		3 記名押印日	平成	年 月 日
		(注) 別添図面とは契印願います。		

## 7 立会証明書(例)

隣接地の境界立会い後に署名・捺印していただく書類です。境界立会いの結果に基づき測量を行い、図面を作成した後に署名・捺印をお願いします。

書類は事業者側で用意いたします。

印鑑については「認印」(朱肉で押印するもの)で構いませんが、スタンプ印はご遠慮願います。

### 立 会 証 明 書

土地の表示 北区 丁目 番

上記の土地を測量するにあたり、下記のとおり関係土地所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

#### 記

地番	所有者	立会人 住所(上) 氏名(下)	所有者との関係	確認年月日	押印
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	
				平成 年 月 日	

本立会証明書のとおり立会いの事実を確認し、測量をしたものであることを証明します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

注1 管理人、代理人が立会いをした場合は、その者の住所・氏名を併記して押印する。

2 この立会証明書と境界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人の契印をする。

## 8 腕章・身分証明書

測量委託会社は、次のような腕章を着用し、身分証明書を携帯いたします。

### (1) 腕章(例)



### (2) 身分証明書(例)

<p>第〇〇号</p> <p style="text-align: center;"><b>身分証明書</b></p> <p style="text-align: right;">(印) 写真</p> <p>氏名 〇〇 〇〇 昭和 年 月 日生</p> <p>勤務先 株式会社〇〇〇〇 住所</p> <p>上記の者は、東京都施行の下記委託測量に 従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 件名 東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線) 十条駅付近連続立体交差事業</p> <p>2. 委託場所 東日本旅客鉄道赤羽線(埼京線) 十条駅付近</p> <p>3. 委託期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 平成 年 月 日 東京都建設局道路建設部長 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: right;">(公印)</p>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. この証明書は、標記委託に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</li><li>2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。</li><li>3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li><li>4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都道路建設部長へ届け出なければならない。</li><li>5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都道路建設部長へ返還しなければならない。</li></ol>
--	---

※大きさは原則として名刺サイズとする。

## 用地測量等に関するお問い合わせ先

《連続立体交差事業および鉄道附属街路事業に関わる測量作業について》

平成 30 年 2 月 12 日までは、下記の連絡先までお問い合わせください。

公益財団法人東京都都市づくり公社  
沿道まちづくり事務所  
〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 1-21-10  
インターパーク代々木6階  
TEL 03-6300-9898

十条駅付近に事務所を設置いたしますので、平成 30 年 2 月 13 日以降は、下記までお問い合わせください。

公益財団法人東京都都市づくり公社  
第二防災まちづくり事務所  
〒 114-0034 東京都北区上十条 1-11-3  
TEL 03-6454-3571

《連続立体交差事業に関する計画内容等について》

○東京都 建設局 道路建設部 計画課  
TEL 03-5320-5348(ダイヤルイン)

《鉄道附属街路事業に関する計画内容等について》

○北区 まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課  
TEL 03-3908-9162(ダイヤルイン)

※お問い合わせは、土曜・日曜・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間をお願いいたします。

〈担当部署〉

東京都 建設局 道路建設部 計画課

北区 まちづくり部 十条・王子まちづくり推進担当部 十条まちづくり担当課

東日本旅客鉄道株式会社 東京工事事務所 総武・東北

登録番号 ( 29 ) 84